

登米市水道事業料金徴収・給水装置管理等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、登米市上下水道事業（以下「登米市」という。）が登米市水道事業料金徴収・給水装置管理等業務委託を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により最も適切な受託者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

2 業務の概要

業 務 名	登米市水道事業料金徴収・給水装置管理等業務委託（以下「業務委託」という。）
準 備 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
履 行 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
委 託 上限額	1,098,850,000円（消費税及び地方消費税を含まない）以内
業 務 内 容	登米市水道事業料金徴収・給水装置管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、参加申込書提出時において次に掲げる（1）から（8）までの全ての要件に該当するものとする。ただし、共同企業体として参加する場合は（9）の要件にのみ該当するものとする。

なお、業務提案書提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規定（平成31年告示第85号）第8条第1項に規定されている有資格者、または有資格者で構成する共同企業体であること。
- (2) 登米市指名停止基準（平成20年告示第69号）第3条に規定する指名停止中ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと。
- (4) 国税、地方税及び市税を滞納していないこと。
- (5) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年登米市告示第227号）第3条に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生手続き開始の決定又は民事再生法の規定による再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (7) 令和6年3月31日までの過去5年間において、単年度でも自治体から業務を受託し、水道料金等の徴収業務実績、水道料金等徴収に係る電算システムの運用実績を有していること。
- (8) 給水装置工事管理にあたっては、水道技術管理者または給水装置工事主任技術者を配置することを含め、本業務を履行するために必要な資格や業務経験等を有

する者を業務従事者として配置できること。

(9) 共同企業体での参加資格要件

①自主結成であり、事業者間で共同企業体協定書（様式第1号）に準じた協定を締結していること。

②構成員の中で出資割合が最も大きい者を代表事業者として定めていること。

③構成する企業としてはそれが前（1）から（6）までの要件を、共同企業体又は代表事業者は前（7）及び（8）を満たしていること。

④構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次に掲げる構成員数に応じた割合以上でなければならない。

ア 2社の場合 30パーセント

イ 3社の場合 20パーセント

ウ 4社の場合 15パーセント

エ 5社の場合 10パーセント

4 プロポーザルに関する手続き

(1) スケジュール表

本プロポーザルに関する手続きは、次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

また、公表及び質問の回答はホームページに掲載して行うこととし、必要な様式はホームページからダウンロードして使用すること。

項目	日 程
実施要領等の公表	令和6年7月26日（金）
実施要領等に関する質問の受付期間	令和6年7月26日（金）～8月2日（金）
実施要領等に関する質問の回答期限	令和6年8月9日（金）
参加申込書受付期間	令和6年7月26日（金）～8月30日（金）
資格審査結果通知	令和6年9月4日（水）
業務提案書作成に係る質問の受付期間	令和6年9月5日（木）～9月12日（木）
業務提案書作成に係る質問の回答期限	令和6年9月17日（火）
業務提案書の受付期間	令和6年9月5日（木）～9月19日（木）
プレゼンテーション、契約候補者の選定	令和6年10月9日（水）
審査結果の通知	令和6年10月17日（木）
非選定理由の説明要求期限	令和6年10月22日（火）
非選定理由の回答期限	令和6年10月25日（金）
契約締結	令和6年10月下旬
業務委託準備期間	契約日の翌日から令和7年3月31日（月）

(2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。

①受付期間

令和6年7月26日（金）～8月2日（金）午後5時まで（必着）

②提出方法

原則として電子メールで担当課へ送信し、送信後は受信確認のため担当課へ電話連絡すること。

③回答方法

令和6年8月9日（金）までにホームページにて公表するものとする。

また、口答での個別対応は行わない。

(3) 参加申込書の受付

本プロポーザルへ参加を希望する場合は、下記により参加申込書を提出すること。

①受付期間

令和6年7月26日（金）～8月30日（金）午後5時まで（必着）

②提出書類（1部提出）

ア 参加申込書（様式第3号）

イ 会社概要書（様式第4号）

ウ 業務実施体制表（様式第5号）

・配置する水道技術者または給水装置主任技術者の氏名を記載し、資格を証明する書類等の写しを添付すること。

エ 業務実績書（任意様式）

・受託業務名、委託者、契約金額、履行期間、単独受注又は共同企業体受注の別及び業務概要を記載すること。

・水道料金等徴収に係る電算システムの開発、運用及び管理実績、または買取り又はリースについて記載すること。

オ 共同企業体協定書（様式第1号またはそれに準じた協定書）の写し
※共同企業体の申請時のみ。

カ 添付書類

・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

・財務諸表の写し（直近1年分）

・納税証明書（国税・都道府県税）

・未納または滞納がないことの証明（市町村税）

・業務実績を証明する書類（契約書の写し等）

・業務に従事する者の雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）

※各証明書は写しを可とし、直近3ヶ月以内のものとする。

③提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時（ただし正午から午後1時までを除く）までとし、郵送の場合は必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

(4) 資格審査結果通知

参加資格の審査後は、参加申込書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果通知書（様式第6号）により以下の方法で通知する。

①回答期限（通知発送期限）

令和6年9月4日（水）

②通知方法

郵送により通知する。（電子メールにて写しを送付）

(5) 業務提案書作成に係る質問の受付

業務提案書作成に係る質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。

①受付期間

令和6年9月5日（木）～9月12日（木）午後5時まで（必着）

②提出方法

原則として電子メールで担当課へ送信し、送信後は受信確認のため担当課へ電話連絡すること。

③回答方法

令和6年9月17日（火）までにホームページにて公表するものとする。

(6) 業務提案書の受付

参加資格を有する者（以下「参加資格者」という。）は、下記により業務提案書を提出すること。

①提出期間

令和6年9月5日（木）～9月19日（木）午後5時まで（必着）

②業務提案書の記載内容（15部提出）

ア 会社概要及び財務状況

- ・会社名、本社及び支店等の所在地
- ・業務内容、従業員数
- ・主要取引銀行
- ・財務諸表

直近2年間の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書

- ・過去5年間の賞罰、訴訟の有無及び履歴
- ・I S O等の取得状況
- ・S D G sの取組み状況
- ・水循環基本計画に関わる取組み状況

イ 業務実績

- ・水道料金徴収業務等（公共料金の徴収又は検針を含む）の実績
- ・給水装置管理業務等（メーター交換を含む）の実績

ウ 業務実施の提案について

仕様書及び登米市水道料金徴収・給水装置管理等業務委託公募型プロポーザル方式審査基準（以下「審査基準」という。）に従い、必要事項を記載すること。

また、緊急時の危機管理体制、業務効率化や業務改善、地域貢献活動として有益な提案があれば記載すること。

エ 見積書及び積算内訳書

見積書及び積算内訳書は業務提案書とは別に作成すること。

見積書には関係資料による業務量を基に、総額及び年度ごとの見積額を記載すること。積算内訳書には、費用科目ごとの金額の内訳を記載することとし、特に人件費及びシステムに要する費用は別に記載すること。

消費税及び地方消費税は記載しないこと。

③提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を

除く午前9時から午後5時（ただし正午から午後1時までを除く）までとし、郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

併せて、PDFデータを電子メールで担当課へ送信し、送信後は受信確認のため担当課へ電話連絡すること。

（7）プレゼンテーションの実施

①実施日時・場所

令和6年10月9日（水）午後1時30分 登米市登米庁舎2階 201会議室
※変更になる場合は、事前に電話連絡を行う。

②実施方法

参加資格者ごとの時間は、提案内容についてのプレゼンテーションで40分、ヒアリングで20分の合計60分以内とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切りとする。

③出席者等

参加資格者の出席者は、本業務に従事する予定である担当者を含めて3名以内（パソコン等の操作をする者を含む。）とし、事前に役職、氏名をメールで報告すること。

④プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項等

- ・プレゼンテーションは、参加資格者が提出した業務提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、業務提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ・プレゼンテーションは、パソコンの使用を可能とする。
ただし、使用するパソコンは、参加資格者が準備及び持参するものとし、外部ディスプレイは登米市が準備する。
- ・プレゼンテーションの順番は、業務提案書の受付順とし、指定時間の15分前までに指定場所にて待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合、又は欠席した場合は失格とする。
- ・他の参加資格者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

5 審査方法等

審査方法等については、次のとおりとする。

- (1) 評価項目は仕様書及び審査基準の要件を満たしているか審査する。
- (2) 本プロポーザルの実施にあたっては、業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を厳正に行った上で、契約候補者を選定する。
- (3) 本プロポーザルの審査は、別に定める「登米市水道事業料金徴収・給水装置管理等業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。
- (4) 評価項目及び配点は、審査基準で定める配点表によるものとする。
- (5) 各委員が各評価項目について採点した点数の平均点数（小数点以下第2位を四捨五入する）をもって、委員会の採点数とする。

また、評価項目ごとの点数の合計順に順位をつけ、点数の合計が最も高い提案をした者を契約候補者とする。同点の場合は、委員の多数決をもって契約候補者

を決定し、同数の場合は、委員長が決定する。

- (6) 参加資格者が1者の場合でも審査を行い、仕様書及び審査基準を満たしている場合であって、最低基準点数（245点）を上回った場合は契約候補者とする。
- (7) 審査結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に対して、プロポーザル審査結果通知書（様式第7号）により、以下の方法で通知する。

①通知日（通知発送期限）

令和6年10月17日（木）

②通知方法

郵送（電子メールにて写しを送付）

- (8) 契約候補者に選定されなかった参加資格者は、下記のとおり書面（任意様式）によりその理由について担当課へ説明を求めることができる。

①非選定理由の説明要求期限

令和6年10月22日（火）午後5時まで（必着）

②非選定理由の回答期限（通知発送期限）

令和6年10月25日（金）

③非選定理由の通知方法

郵送（電子メールにて写しを送付）

- (9) 契約候補者の選定後、ホームページにて参加資格者名及び評価点を公表する。また、提出された業務提案書等は公表しないが、登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）及びその他関連する条例等に基づいた取扱いとする。

6 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者に対して、直接的又は間接的を問わず故意に接触をした場合など、委員会の公平性を害する行為があった場合
- (4) 2業務の概要の委託上限額を超える金額で提案された場合
- (5) 3参加資格要件を満たさなくなった場合
- (6) プrezentationの審査開始時間に遅れた場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ①プレゼンテーション及びヒアリングにおいて契約候補者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ②優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉権者」という。）が提出した見積金額を上限として見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③優先交渉権者と契約が不調になった場合は、次点者である契約候補者を優先交渉権者とする。ただし、最低基準点数を下回った者は優先交渉権者とはならない。

(2) 契約手続きについて

登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）に定める随意契約の手続きに

より、優先交渉権者から見積書を徵収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

8 その他

- (1) プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 本市に提出された書類については、返却しない。
- (3) 1者あたりの業務提案は1件までとする。
- (4) 参加資格者は、辞退理由を記載した参加辞退届（任意様式）の提出により本プロポーザルへの参加を辞退することができる。なお、参加を辞退したことにより、今後の本市との契約について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 問合せ及び書類提出先

登米市上下水道部経営総務課

住 所：〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池目子待井381-1

電話番号：0220-52-3311

F A X：0220-52-3316

電子メール:suidosomu@city.tome.miyagi.jp

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

(1) 登米市上下水道事業が委託発注する水道料金徴収・給水装置管理等業務委託(以下「業務委託」という。)

(2) 前号に附帯する事業

(3) その他の事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所をに置く。

(設立時期及び解散時期)

第4条 当企業体は、年月日に設立し、業務委託の履行後12月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員1 (代表者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

構成員2 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

構成員3 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を有することを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者との間で契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構成員 1 (代表者)	、	パーセント
構成員 2	、	パーセント
構成員 3	、	パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌の上、構成員が協議して審査するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営協議会を設け、組織及び編成並びに業務委託の履行に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称及び代表者名義を記した別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体の決算は、業務委託の履行完了後において行うものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員の全体の承認が無ければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項で除名した構成員に対しては、その旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員を除名した場合には、前条第2項から第5項までの規定

を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、

第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としなければならない。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、業務委託に瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他 社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構成員 1 (代表者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者 氏名

印

構成員 2 住所又は所在地

商号又は名称

代表者 氏名

印

構成員 3 住所又は所在地

商号又は名称

代表者 氏名

印

様式第2号

年 月 日

登米市上下水道事業管理者 あて

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

担当者名
T E L :
F A X :

質問書

業務名	登米市水道料金徴収・給水装置管理等業務委託
質問事項	

※メール施行

様式第3号

参加申込書

年　月　日

登米市上下水道事業管理者 あて

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

登米市水道料金徴収・給水装置管理等業務委託に係るプロポーザルについて、参加を希望しますので、下記の書類を添えて参加申込書を提出いたします。

なお、実施要領3の参加資格要件を満たしていること及び参加申込書・関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

添付書類

- (1) 会社概要書（様式第4号）
- (2) 業務実施体制表（様式第5号）
- (3) 業務実績書
- (4) 共同企業体協定書（共同企業体の申請時のみ）
- (5) その他必要な添付書類

(連絡先)

担当部署
担当者名
T E L
F A X
E-mail

様式第4号

会社概要書

商号又は名称	
代表者職氏名	
住所又は所在地	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
その他特記事項	

※組織図（任意様式）を添付すること。

様式第5号

業務実施体制表

商号又は名称

担当予定者

役割	所属・役職	氏名	担当業務	実務経歴	保有資格等

※欄が不足する場合は、追加して記載すること。

年第月日

様

登米市上下水道事業管理者

参加資格審査結果通知書

登米市水道料金徴収・給水装置管理等業務委託に係るプロポーザル参加資格の審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 審査結果 ①参加資格を有することを認めます。

②次の理由により、参加資格を有することを認められません。
理由

第 号
年 月 日

様

登米市上下水道事業管理者

プロポーザル審査結果通知書

登米市水道料金徴収・給水装置管理等業務委託に係るプロポーザルの審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 審査結果 ①業務提案を採用し、契約候補者として選定しました。

②次の理由により、業務提案は採用されませんでした。
理由